

「京都市国民健康保険料及び延滞金の減免、徴収猶予の取扱いについて」 (依命通達)の特例措置について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災等した被保険者に係る国民健康保険料の減免については、「京都市国民健康保険料及び延滞金の減免、徴収猶予の取扱いについて（依命通達）」（以下「依命通達」という。）に定めるものの他、次のとおり特例措置を講じることとする。

1 減免対象世帯

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する世帯

- (1) 東日本大震災が生じた日に避難指示区域等に住所を有していた納付義務者の属する世帯（以下「避難指示等世帯」という。）のうち、避難指示区域等の区域設定が平成27年までに解除された区域に係る世帯及び上位所得層（※）の世帯を除く世帯
- (2) 避難指示等世帯のうち、避難指示区域等の区域設定が平成27年に解除された区域に係る世帯であって、上位所得層に該当しない世帯
- (3) 避難指示等世帯のうち、避難指示区域等の区域設定が令和5年4月2日以後令和5年度中に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯であって、上位所得層に該当しない世帯
- (4) 避難指示等世帯のうち、避難指示区域等の区域設定が令和5年4月2日以後令和5年度中に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯であって、上位所得層に該当する世帯

※ 「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、前年中の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯をいう。

2 減免対象保険料

平成23年3月11日から令和7年3月31日までの期間に係る保険料

3 減免割合

- (1) 上記1(1)及び(3)に該当する世帯は、全額免除
- (2) 上記1(2)に該当する世帯は、2分の1免除
- (3) 上記1(4)に該当する世帯は、令和6年度相当分の保険料額であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来するもののうち、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額

4 申請に必要な書類

罹災証明書、住民票の写し（転出証明等により本市で確認できる場合を除く。）等、減免対象者であることを証明する書類

附 則

(施行期日等)

この依命通達は、決定の日から施行し、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

附 則

(施行期日等)

この改正は、決定の日（平成24年5月21日）から施行し、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、決定の日から施行し、平成24年度分の国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

2 平成23年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成24年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、決定の日から施行し、平成23年3月11日から平成26年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

2 平成24年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成25年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成26年6月10日から施行し、平成23年3月11日から平成27年3月31日までの期間の国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

2 平成25年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成26年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成27年6月10日から施行し、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間の国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

2 平成26年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成27年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成28年6月10日から施行し、平成23年3月11日から平成29年3月31日までの期間の国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 平成27年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成28年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年6月10日から施行し、平成23年3月11日から平成30年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 平成28年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成29年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年6月10日から施行し、平成23年3月11日から平成31年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 平成29年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成30年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年6月10日から施行し、平成23年3月11日から令和2年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 平成30年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、平成31年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和2年6月10日から施行し、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 平成31年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、令和2年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年6月10日から施行し、平成23年3月11日から令和4年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 令和2年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあっては、令和3年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和4年6月10日から施行し、平成23年3月11日から令和5年3月31

日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 令和3年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあつては、令和4年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和5年6月10日から施行し、平成23年3月11日から令和6年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 令和4年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあつては、令和5年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和6年6月10日から施行し、平成23年3月11日から令和7年3月31日までの期間に係る国民健康保険料に適用する。

(申請の特例)

- 2 令和5年度分の国民健康保険料から引き続き減免の特例措置を適用する世帯にあつては、令和6年度分保険料に係る減免の特例措置に係る申請は不要とする。